

平成14年1月27日

ティーエム・コンサルティング(株) 代表

税理士 北岡 修一

ペイオフの知識&具体的な対応について

既に皆様ご存知のように、平成14年4月からペイオフが解禁されます。

この制度は、せっかく稼いだ大事なお金が、銀行を誤って選択すると、一瞬の内にパーになってしまう恐ろしい制度です。最近、私どもも顧問先を訪問すると、必ずと言ってよいくらいこの話になります。それだけ皆さん関心の高い、HOTな話題です。余談ですが、こういう話が出ること自体(お金があるということ)、ウチのお客様は、恵まれてるな、ありがたいなと感謝しております。

そこで今回、私が今まで仕入れた知識や情報を整理して、まとめてみることにします。まだまだ、決定的な対策というのはありませんが、今後も研究して逐次皆様に情報を伝えていきます。最近、ある関係で「ペイオフ対策研究会」という会にも入らせていただいています。その主催者の方と、ペイオフのセミナーをやるかとも話しています。セミナーを行なう場合は、2月後半頃になります。その節は、皆様にもご連絡いたしますので、是非勉強しに来て下さい。

1. ペイオフの知識をしっかり押さえる

(1) ペイオフ解禁とは

銀行などが破綻した場合に、「預金者一人当たり元本1,000万円とその利子」までに払戻し額を限定することが、この4月1日から行われます。これをペイオフ解禁といいます。今まで、預金は全額保護されてきましたから、常識を覆す大きな変化です。今後、預金に対する根本的な考え方を変えていく必要があるでしょう。

(2) ペイオフのスケジュール

2002年4月1日からペイオフ解禁になるわけですが、経過措置として普通預金や当座預金などの決済性預金は、1年間猶予され2003年4月1日からとなります。

(3) 保護対象の金融商品、対象とならない金融商品

ペイオフ解禁になると預金などの金融商品は、預金保険機構により保護されることになります。ここで重要なのは保護される商品と、保護されない商品があることです。この区分をしっかり押さえておく必要があります。

<保護の対象となる金融商品>

- ・当座預金・普通預金・通知預金・貯蓄預金・定期預金・定期積金
- ・元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む)⇒ビッグ
- ・金融債(保護預り専用商品のみ)⇒ワイド、ワリコー
- ・これらの預金等を用いた積立・財形商品

<保護の対象とならない金融商品>

- ・外貨預金・譲渡性預金・外国銀行の在日支店の預金・金融機関の海外支店の預金
- ・金融機関が保護預りする国債
- ・金融債以外の社債
- ・無記名預金等、架空名義預金等、導入預金等
- ・元本補てん契約のない金銭信託⇒ヒット

<その他の商品>

- ・郵便貯金 …… 通常貯金、定額貯金、郵便振替口座すべて 引き続き国が元利を保証
- ・農協、漁協など …… 農水産業協同組合貯金保険が一定のルールに基づき保護

(4)こんな場合はどうなるか？**① 1人で同じ銀行の別の支店に口座を持っている場合**

名寄せが行なわれ合算され、1,000万円の判定がされます。一預金者一銀行1,000万円までということです。なお、みずほなど複数の金融機関があるグループなどでも、各銀行それぞれ一銀行として取り扱います。ただし、UFJのように合併すると、当然一銀行となります。

② 法人の場合は？

法人も同じく一預金者となります。したがって、一銀行1,000万円までとなります。

③ 家族全員が一銀行に口座を持っている場合は？

子供でも老人でも一預金者1,000万円保護されます。ただし、だからといって預金を子供名義にすると贈与税がかかりますから、注意が必要です。また、単に名義の借用に過ぎないとみなされると、その預金はまったく保護されなくなる可能性があります。いずれにしても安易な移し替えはしない方がいいでしょう。

④ マンション管理組合などの場合は？

〇〇管理組合 代表××と基本的には個人名義の預金になっていますが、これらはその個人の預金とは別に、管理組合を一預金者として、1,000万円まで保護されます。なお、その管

理組合の規約の中に「修繕積立金は各居住者に分割できる」旨の規定があれば、銀行が破綻した後、預金はそれぞれの構成員に分割されることになります。

⑤ 個人の事業用預金は？(個人事業者)

個人の生活用の預金と事業用の預金と同じ銀行にある場合、これは別なものとされないので注意が必要です。したがって、1,000万円までしか保護されません。この場合、できれば法人組織にしておくというのが最もよい対策ではないでしょうか。

(5) 意外と知られていないこと

① 全額保護は完全になくなるか？

ペイオフが完全に解禁されれば、全額保護されることはもうないのだろうか。そうでないケースが2つある。

1. 銀行が資金繰り難などで破綻したが、不良債権がさほど多くなかった場合などは、預金の大部分あるいは全額が返ってくる可能性もある。
2. 「首相が金融危機だと判断すれば、公的資金によって預金を全額保護できる」預金保険法の特例があります。ペイオフは解禁するが、当面はこの特例によって全額保護するという案が財務省や金融庁にあるそうです。(日経新聞 1/16) 本当でしょうか？

② 仮払い制度

破綻銀行の処理に時間がかかる場合、仮払金として1口座につき60万円がまず支払われることになるそうです。すぐに1,000万円が返ってくるわけではないので、その間の資金繰りに困らないようにしておく必要がありますね。

③ 借入金との相殺

借入金がある場合には、預金と相殺することができます。たとえば、1,500万円の預金があって、1,000万円の借入金がある場合、相殺後の500万円が預金保護の対象になり全額保護されます。ただし、相殺するためにはその旨を申請しなければなりません。申請を忘れると債務だけが残ってしまう可能性があります。

④ 手形・小切手の扱い

決済前の手形や小切手は、その支払銀行が破綻した場合保護されない可能性があります。これについては、現在ははっきりしておらず、保護されない可能性が強いです。取引先から回収した手形・小切手が紙くずと化してしまう、なんてちょっと怖いですね。

⑤ 支払期間が過ぎると返ってこない？

預金保険機構が銀行破綻後に決めた支払期間を過ぎてしまうと、原則として保険金の請求はできないようです。これも注意が必要です。

2. 具体的な対応策

(1) まずは、普通預金に移す

2003年3月までは普通預金などの決済性預金は全額保護されるわけですから、まずはこれらの預金に移すことが最も簡単な対策です。ただし、1年のみの対策ですからこれで安心してはいけません。

(2) 複数の銀行に預ける

最もポピュラーに言われていることですが、一応やっておくと良いと思います。ただ、法人などの場合は事務的な負担も結構かかると思います。また、銀行とのつき合いで難しい面があるかも知れません。ただ、ある程度割り切ってやっておく必要があるのではないのでしょうか。

(3) 銀行を選別する

これからは、銀行を選別する時代です。過去のつき合いやしがらみにだけ頼っていたのでは、銀行と心中してしまうことにもなりかねません。銀行や資金の運用先を、自ら責任を持って決めていく心構えが必要です。その時の1つの指標となるのが「格付」です。代表的な格付を以下に掲げておきます。

S&P	ムーディーズ	一般的な定義
AAA	Aaa	最高格付で投資リスク最小。環境変化に対しても充分対応し得る余裕あり。
AA	Aa	高い格付。長期リスクでやや劣る。
A	A	中の上程度の格付。環境が変化すれば、長期的には余裕がなくなる可能性も。
BBB	Baa	中程度の格付。元利金の支払については現状十分であるが、余裕が低いか長期的に不足する可能性もある。
BB	Ba	投機的な性格が強い。長期については十分保証されているとは言えない。
B	B	投資適格として望まれる要素を欠いている。長期的な元利払遵守の可能性は低い。
CCC	Caa	債務不履行になる可能性がある。
CC	Ca	債務不履行の可能性が大きい。
C	C	債務不履行の可能性が非常に大きい。
D	—	債務不履行に陥っている。

※S&P : スタンダード・アンド・プアーズ

都市銀行の格付けを、ムーディーズ(2002年1月1日現在)でみると次のとおりです。

A : 東京三菱、三井住友、第一勧銀、富士、三和、東海

Baa : あさひ、大和

(4) 郵便貯金に預ける

通常貯金、定額貯金、郵便振替口座は、国が全額保護することになっています。ただし、通常貯金、定額貯金に関しては預入限度額は合計1,000万円までとなっています。2003年4月に郵政公社が設立されても基本的に保護されます。郵便振替口座は通販会社などの振込み用として使われているものですが、預入限度額は無制限で全額保護されます(ただし、無利息)。そのため、2001年度に入って残高が毎月、前年比で28~45%も増加しているとのことです。(日経新聞 1/27)

(5) 短期金融資産への投資(MMF等)

MMFは、流動性も高く、また分別管理されているので基本的にはリスクの低い商品です。昨年、エンロンやマイカルを組み入れたMMFが相次いで元本割れになり、商品に対する不安もあるかと思えます。ただ、今後はMMFの内容開示や格付けが広がっていくと思われますので、それを確認しながら選別していけば、ペイオフ対策の有力な運用商品であると言えます。ただし、法人はMMFに投資できない、あるいは制限を設けている商品が多いようです。法人向けの受け皿としては、FFFを利用することができます。FFFはMMFと同じように公社債を中心に投資していますが、買付単位が1,000万円以上1万円単位となります。また、解約も1週間後となり多少流動性が落ちます。最後に、これは個人向けですが、MRFというものがあります。MRFは組入れ資産の格付け、残存期間に厳しい制限を設けて運用されているので、MMFより安全性が高いといえます。個人の短期資金であれば、まずMRFを利用するのが賢明です。

(6) 投資信託への投資

投資信託は、債券や株式を組み合わせることでリスクを分散して投資しています。運用も専門家が管理していますから比較的安心です。ただし、元本割れのリスクは当然あります。少額から始めてある程度長期で持ったらよいのではないのでしょうか。どの商品を選ぶかは専門家に相談するのがよいと思います。なお、運用会社や信託銀行では分別管理をしていますから、運用先が破綻しても運用資産は保護されます。ただし、当然、運用結果である時価でしか返ってきません。

(7) 個別債券への投資

国債や地方債、社債などへの投資です。ただし、これも格付けを確認しながら行なう必要があります。先頃、日産自動車が個人投資家向けに800億円の普通社債を発行するという記事が出ていました(日経新聞 1/18)。ゴーン社長のもと、業績が急回復し、市場での信頼も高まってきているため、買い安心感があるとの判断なのでしょう。確かに今の日産なら買っていいかな、と思う人も少なくはないでしょう。社債ですから会社が破綻しない限り、満期まで持っていれば元本は返ってくるわけで

す。その点、株式とは違いますね。個別企業の社債なども選んで投資する時代になってきたのではないかと感じます。ちなみに日産は、昨年12月ムーディーズが格付けを引き上げ、投資適格とされるBaa3(BBB-)になっています。

(8) 金地金が人気

「有事の金」と言われるように、金地金の販売量が急増しています。昨年12月の販売量は、前年の3～4倍に達し、今年に入ってさらに加速しているようです。やはりペイオフをにらんで、個人の銀行預金を実物資産である金に移し替える動きが目立っているとのこと。金の小売価格も円安基調に乗って上昇しており、3年ぶりの高値圏に入っています。1/21現在1,321円/gです。(日経新聞1/22)

1つのオプションとして考えておいてもよいかと思えます。

(9) 外国の預金保険制度を活用する

外国銀行の日本国内の支店は、預金保険機構に入っていないので1,000万円の保護の対象にはなりません。ただし、海外に口座を開けばその国の預金保険で保護されるケースがあります。アメリカの連邦預金制度に加盟する銀行の場合、元利合計で10万ドル(約1,300万円)まで保護されるとのことです。米国民以外の口座も保護対象で、しかもアメリカに住んでいなくてもよいとのこと。東京三菱銀行では、日本国内から米国提携銀行の口座が開設できるサービスを行なっているそうです。ちょっと考えてみてもいいかも知れませんね。ただし、外貨預金ですから為替リスクがあることは覚悟して下さい。(東京三菱銀行スーパーダイヤル:0120-50-8639)

(日経新聞1/27)

(10) 保険商品を活用する

生命保険などを金融商品として活用する方法もあります。ただし、生命保険の場合は純粋に資産運用という形とはちょっと違います。法人の節税対策やリスク管理、個人の相続対策などからめて資産を運用するような形になります。保険の活用については、また次回以降ご紹介したいと思います。

以上、とりあえず項目を並べただけでまとまりがなく恐縮ですが、多少でも皆様のペイオフ対策のお役に立てれば幸いです。今後、セミナーも含め情報提供や個別の相談等も承ってまいります。また、皆様からも良い情報があれば、ご教示下さい。今後ともよろしくお願い致します。